**平成２６年（フ）第１５２号**
佐賀県伊万里市立花町3949番地３、前住所佐賀県伊万里市立花町1604番地１
債務者　犬塚　信子
１　決定年月日時　平成26年12月１日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２６年（フ）第４１号**
鹿児島県奄美市名瀬平田町29番17号
債務者　厚　めぐみ
１　決定年月日時　平成26年12月５日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

**平成２６年（フ）第４２４号**
静岡県磐田市一言3092番地　エクレール磐田408号
債務者　小林　伸夫
１　決定年月日時　平成26年12月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
５　免責審尋期日　平成27年１月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２６年（フ）第２６０号**
北海道旭川市東光２条７丁目３番５号
債務者　鹿内　恭子
１　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
５　免責審尋期日　平成27年１月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第３１１号**
北海道旭川市神居８条７丁目３番10号
債務者　吉田　博高
１　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
５　免責審尋期日　平成27年１月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第３１２号**
北海道旭川市神居８条７丁目３番10号
債務者　吉田よし子
１　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
５　免責審尋期日　平成27年１月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第１８９０号**
横浜市西区西戸部町１丁目34番地　石川アパート２Ｆ（住民票上の住所）
債務者　長田　和美
１　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
５　免責審尋期日　平成27年１月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１９３５号**
神奈川県鎌倉市手広５丁目３番８―205号
債務者　伊藤　満代
１　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
５　免責審尋期日　平成27年１月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１９３７号**
横浜市緑区長津田町3177番地３　コートＩＶＹ206号
債務者　小曽根美晴
１　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
５　免責審尋期日　平成27年１月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第５０３２号**
大阪市中央区森ノ宮中央１丁目３番４号　レジデンス難波宮201号
債務者　渡邉　亜耶
１　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
５　免責審尋期日　平成27年２月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第５０８４号**
大阪市西区阿波座２丁目４番２―608号、前住所大阪市浪速区敷津西２丁目12番17―703号
債務者　土谷　正直
１　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
５　免責審尋期日　平成27年２月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２０４号**
北海道釧路郡釧路町よし野３丁目30番地
債務者　内海由美子
１　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
５　免責審尋期日　平成27年２月４日午前９時30分
釧路地方裁判所

**平成２６年（フ）第４５４号**
岡山市中区円山52番地３　アーバンハイツ円山501、旧住所岡山市中区門田屋敷１丁目８番25号　パークヒルズ門田屋敷504
債務者　湯浅　翔央
１　決定年月日時　平成26年12月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
５　免責審尋期日　平成27年２月４日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第４５８号**
岡山市北区建部町小倉39番地
債務者　尾川　晃治
１　決定年月日時　平成26年12月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
５　免責審尋期日　平成27年２月４日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

## 破産手続終結

**平成２６年（フ）第２７３号**
埼玉県新座市堀ノ内３丁目１番28号
破産者　有限会社西谷工務店
１　決定年月日　平成26年12月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係